

<報道発表資料>

E-mail: a5510-07@pref.saitama.lg.jp

.....
カテゴリー:お知らせ

令和8年7月17日

**第3回埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議を
開催します**

埼玉県では、県の空き家・所有者不明土地対策を推進するための情報・意見交換を目的に、改組後第3回目となる「埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議（＊）」を開催します。

今回の会議では国土交通省から「国の空家法に基づく制度」及び「所有者不明土地探索・利活用ガイドライン」について説明があります。また、当会議で実施している空き家対策及び所有者不明土地対策の取組について紹介します。

● 開催概要

- 1 日時 令和8年7月22日（水）14時00分～16時30分
- 2 開催方法 WEB会議により開催します。
- 3 対象者 会議構成員（県内市町村、関係団体、県庁内関係各課）
- 4 その他 一般の方もWEB傍聴可能です。
傍聴希望の場合は、建築安全課企画担当（048-830-5524）まで
お問合せください。
開催結果は、後日建築安全課ホームページに掲載予定です。

● 会議の主な内容

- ・ 国の空家法に基づく制度について（先進事例）
- ・ 所有者不明土地探索・利活用ガイドラインについて
- ・ 埼玉県の空き家対策
- ・ 埼玉県の所有者不明土地対策
- ・ 空き家対策の地域毎の意見交換会について

● 問合せ先

空き家対策について

都市整備部建築安全課 担当：柳瀬・森 電話：048-830-5524
E-mail：a5510-07@pref.saitama.lg.jp

所有者不明土地対策について

企画財政部土地水政策課 担当：植村・篠 電話：048-830-2188
E-mail：a2180-01@pref.saitama.lg.jp

(*) 埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議

埼玉県の空き家対策を推進するため、埼玉県空き家対策連絡会議として、平成26年12月に設立。空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進を目的に令和7年2月「埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議」に改組した。埼玉県、県内全63市町村及び18関係団体で構成。

【埼玉県空き家・所有者不明土地連絡会議設置要綱】

[akiya_shoyuushafumei_kaigiyoukou.pdf](#)

【参考】

総務省の住宅・土地統計調査によると、埼玉県内の長期にわたり住民不在の住宅などの「空き家」は、令和5年時点で約33万戸となっており、約10戸に1戸が空き家となっています。そのうち、賃貸・売却用などを除いた、利用目的のない空き家は約13万6千戸で、過去20年で約1.8倍に増加しています。また、令和6年度に埼玉県内で行われた地籍調査における所有者不明土地の割合は約10%となっています。

今後高齢化の進展や人口・世帯数の減少などに伴い、空き家及び所有者不明土地の更なる増加が懸念されています。

利用目的のない空き家や所有者不明土地は、放置されると倒壊や火災のリスク、草木の繁茂や景観の悪化、公共事業の停滞など様々な問題を引き起こす可能性があります。そこで、県では、これらの問題の解決に向けた取組を促進するため、市町村、不動産等の関係団体と連携し空き家対策と所有者不明土地対策を一体的に取り組んでいます。